

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
尾張旭市	濁池地区	令和3年3月16日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0ha
(備考) ※基本的には、今後、耕作できなくなった農地については、その地区の中心経営体が引き受けていく。ただし、中心経営体の経営状況に合わせるものとする。	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

水田については、担い手(F)への集積が進んでいるが、畑地における担い手の確保が課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、引き続き中心経営体である認定農業者1経営体(F)が担い、畑地利用については、新規農業法人1経営体(I農業法人)による受入れを促進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	F	水稻	5.3 ha	水稻	6.7 ha	濁池、二反田
法	I農業法人	野菜、果樹	0.3 ha	野菜、果樹	0.9 ha	濁池
計	2人		5.6 ha		7.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

◆農地の貸付け等の意向

1年以内に貸付け等の意向が確認された農地は、4筆、2,218㎡

5年以内に貸付け等の意向が確認された農地は、11筆、6,092㎡

5年以上先に貸付け等の意向が確認された農地は、24筆、11,967㎡

◆農地中間管理機構の活用方針

水田については、既存の利用権設定事業により中心経営体へ集積・集約化を目指す。畑地については、土地所有者(=出し手)が「農地中間管理機構(=農地バンク)」に貸付けを行い、中心経営体(=受け手)への集積・集約を目指す。今後は、受け手の経営状況に合わせて、見直しを行い、必要があれば付け替え等を行う。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。